

(大分海区漁業調整委員会 投錨して行う船釣りの禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十条第一項の規定により、次のとおり投錨^{びよう}して行う船釣りを禁止する。

令和四年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

一 禁止区域

次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒(日本測地系で北緯三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒)の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒(日本測地系で北緯三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒)の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台

二 禁止期間

令和四年六月一日から令和五年五月三十一日まで